長期的な観点からの国民の声を国政に汲み上げて，衆議院との権限の抑制，均衡を図り，政治の安定，継続性を図ることを企図したものであり，そのような二院制に係る憲法の趣旨に沿うような選挙制度が求められるところである。

その場合，参議院の議員定数配分においても，上記のとおり原則として人口比例原則が及び，その点では基本的には衆議院と異なるところはないが，そのことによって参議院議員の選出基盤が衆議院議員のそれと必然的に類似したものになるという関係にはない。人口比例原則を踏まえた上で，どのような選出基盤（それは地域を基準とするものに限られない。）や選出方法等を考えて長期的な観点からの国民の声を国政に汲み上げる選挙制度を作るかは，様々な選択肢の中から立法府が適切な裁量権を行使すべきものであろう。

⑶　ところで，現行の選挙区選出は，地域の住民を都道府県単位で捉えて国民の声を汲み上げる方法を採るものであるが，これは，衆議院の採用した方法（都道府県を細分化した地域を基本単位とする小選挙区制）と類似し，また，政党中心のマニフェスト選挙が行われていることもあり，その結果，衆議院とほぼ同様の観点から国民の声を汲み上げる結果となる可能性が大きい。特に，二つの選挙が時期を接着してされた等の場合にはなおさらである。また，上記の現行の方法は，長期的な観点からの国民の声を国政に汲み上げて，政治の安定を図ることにどの程度資することになるかは必ずしも明らかでない。そうすると，この方法は，二院制に係る憲法の趣旨を直接反映したものとまではいい難く，これにより大きな投票価値の較差が存在し継続することの合理性を説明することはできないといわなければならない。多数意見が，本件選挙当時の選挙区間の最大較差１対5.00は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたと判断したのも，以上の趣旨を踏まえてのものということができる。

⑷　また，人口の少ない地域において深刻な政治的なテーマであっても，その地域にとどまらず他の地域との関連や全国的な視野から検討する必要が生ずることが多いのであり，国政選挙によって選出される議員は，いずれの地域の選挙区から選出されたかを問わず，全国民を代表して国政に携わることが要請されており，人口の少ない地域に対する配慮は，そのような議員の活動の中で全国的な視野から法律の制定等に当たって考慮されるべき事情というべきである。したがって，上記のようなテーマであっても，人口比例原則とはそぐわない形でその地域から一定数の議員を選出しなければ解決できないものではなく（また，そのような形で解決すべきものでもなく），そのことのために殊更にその地域の選挙区に相当数の定数を配分して投票価値の較差を生じさせることが二院制に係る憲法の趣旨によって許容されるものと解することはできない。

⑸　多数意見の述べるとおり，今後の選挙制度の見直しに当たっては，現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であり，弥縫策では足りず，立法府においては，短兵急に結論を出すのではなく，法原理的な観点からの吟味に加え，二院制に関する政治哲学や諸外国の二院制議会の現状分析と評価等が不可欠であり，さらに，グローバルな視点を保持した上での日本の社会，産業，文化，歴史等についての構造的な分析が求められるなど，専門的で多角的な検討が求められるところである。新しい選挙制度については，それが地域を基準にする場合でも，それ以外の基準による場合でも，立法府が，このような検討を十分に行った上で，二院制に係る憲法の趣旨や参議院の果たすべき役割，機能をしっかりと捉えて制度設計を行うなど，相応の時間をかけて周到に裁量権を行使する必要があるというべきである。

裁判官竹内行夫の意見は，次のとおりである。

私は，多数意見が，本件選挙当時の投票価値の不均衡はこれを正当化する特別の理由も見いだせない以上違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかはないとする点について，これに賛同するものであるが，考え方等において異なるところがあるので，私の意見を次のとおり述べることとする。

１　私は，多数意見の３項において要約されている昭和58年大法廷判決において示されそれ以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の大法廷判決により維持されてきた基本的判断枠組みに賛同するものである。そして，昭和58年判決以降，変化が認められるのは社会の状況であり，この基本的な判断枠組みの憲法上の法理自体を変更する必要は認められないと考える。憲法が法の下の平等の原理（憲法14条１項）の下において投票価値の平等を要求していることはいうまでもないが，累次の大法廷判決が指摘してきたとおり，投票価値の平等は選挙制度の仕組みを決定する唯一，絶対の基準となるものではなく，国会の合理的な裁量権の行使として投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることが許されるという法理は，現在も変わりないのである。そして，憲法が国権の最高機関である国会について一院制ではなく二院制を採用して衆議院と参議院の両議院があいまって機能することを予定している趣旨（憲法42条）からして，両議院における議員の選挙の仕組みにおける選出基盤に関する理念ないし基準が同質でなければならないということはないし，むしろそこに異質性があってこそ二院制の機能が発揮されるものと考える。そして，第一院としての地位を与えられている衆議院の議員選挙については厳格な投票価値の平等が唯一，絶対ではないとしても選出基盤に関する最も重要かつ基本的な理念ないし基準とされるべきであるが，参議院議員選挙については，立法府において，多様化した国民の利害や意見を二院制の下で公正かつ効果的に国会に反映させるという基本的観点に立って，第二院としての参議院の在り方を踏まえて，参議院には多角的かつ長期的な視点からの民意を反映させるとの考え等の合理的な理由をも考慮して，その選出基盤についての裁量的判断を行うことが，憲法が二院制を採用した趣旨に合致するところであると考える。そのような場合には，衆議院議員選挙の場合に比して，参議院議員選挙において投票価値の平等が他の理念や政策的目的ないし理由により譲歩を求められることになるとしても，それは憲法の認めるところというべきである。

もっとも，参議院議員選挙の仕組みにおいても投票価値の平等の理念が軽視されてはならない重要な基準となることは当然であり，上記の基本的判断枠組みの下においても，投票価値の平等が他の理念や他の政策的目的ないし理由との関連において，一定の限度で譲歩を求められるのは，そのような他の理念や政策的目的等が参議院議員の選出基盤の基準として提示され，それが投票価値の平等を制約し得る合理性を有するものとして，立法府により選挙制度の仕組みに採り入れられた場合であるというべきである。したがって，二院制の下における参議院議員の選挙の仕組みについてであるからといって，そのような他の理念や政策的目的等が明確に提示されないまま，投票価値に大きな不均衡が存在する現状がただ漫然と維持されている状態は，憲法の許すところではないと考える。

ところで，参議院議員選挙の仕組みについては，投票価値の不均衡の状態が継続的に存在しその是正が求められるようになってから久しい。もし，その間に，立法府において，社会状況の変化を踏まえて，投票価値の平等を制約する他の憲法上の理念や合理的な政策的目的等を具体的に検討し提示した上で，それらのために投票価値の一定限度の不均衡は許されるべきであるとの考えが示されていたならばともかく，遺憾ながら，これまでの定数配分の改正は選挙区間の投票価値の較差縮小という観点に立った小幅な修正にとどまっているのであり，そのような基本的な問題についての真剣な検討や具体的な提示が行われてきたとはみられない。かかる状況において５倍前後の最大較差が常態化し，本件選挙当時も再び５倍もの最大較差に至っていたのであるから，このような投票価値の大きな不均衡を正当化し許容する理由を見いだすことは困難であるといわざるを得ない。

２　多数意見は，現行の参議院議員選挙制度の仕組み自体の見直しの必要性について指摘するところ，昨今の国会の状況，特に二院制の在り方を巡る状況についてみるにつけ，憲法草案審議の当時，金森徳次郎国務大臣が衆議院に加えて参議院を設置することの趣旨を説明し，両院が「平等」になれば「国政が一つの道に帰着することができない」「政治は遅れる」などと危惧を表明していたこと（昭和21年９月20日貴族院帝国憲法改正案特別委員会）が想起される。現在の二院制の状況はこのような危惧が現実化したものであるとの趣旨の指摘が見られるが，これは政治的な問題であると同時に統治機構に関する諸原理を定めた憲法上の問題でもある。かかる問題意識の下，私は現行参議院議員選挙制度の見直しについての適切な検討に関する考えを平成21年大法廷判決における補足意見として述べたところであるが，あえてそれとの重複を辞することなく，仕組みの見直しに関する私の意見を以下のとおり述べておきたい。

多数意見は，「都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式を改めるなど」と踏み込んで，現行の選挙制度の仕組みを見直す立法的措置の必要がある旨述べる。そのような政治的判断を行うに当たっては，投票価値の平等の重要性を踏まえた検討が必要であることはいうまでもないが，同時に，投票価値の平等は二院制の趣旨といった憲法上のその他の原理との調和の下に実現されるべきものであろう。したがって，単に数字の問題として投票価値の較差を是正するためだけではなく，国会を国権の最高機関として位置付け